

最低賃金の引上げ及び中小企業支援拡充を求める意見書

コロナ禍の深刻な経済状況下、非正規雇用やフリーランスで働く労働者の失業や減収が深刻であり、その中でも非正規労働者の7割は女性で、多くがコロナ禍で重要な役割を担っているエッセンシャルワーカーでもある。そして、女性パート労働者の4割が、最低賃金の近傍（×1.15倍の範囲）で働いている状況にある。本年度、国内の最低賃金加重平均は時給902円から時給930円となったが、この額では毎日8時間働いても手取り月額14万円程度にしかない。そのためには、早急に最低賃金引上げ・賃金格差解消、すなわち国民の生活の底上げで民間消費喚起を促すことは必須事項である。

政府・与党は賃上げを促す「賃上げ減税」方針を打ち出しているが、利益の出ていない中小企業にとっては実効性が低いと言わざるを得ない。それら企業への支援拡充をし、雇用を維持しながら賃上げ及び最低賃金引上げ環境を整備する必要がある。よって、国会及び政府におかれては、以下の事を実現されるよう強く要望する。

記

1. 国民の暮らしを支え消費を拡大するためにも、早期に時給1,000円に上げること。
2. 生活費の実態に合わせ、最低賃金の地域間格差を是正すること。
3. 賃上げの際には、コロナ禍での様々な経営支援、下請け取引の適正化、財政支援など中小企業への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月20日

内閣総理大臣 様ほか

魚津市議会